

公益活動促進施策のあり方について(答申(案)骨子) 図解

| 答申目次区分 | 政策の構成要素 | 現状 | 課題 |
|---------------|---------------|--|---|
| (1)目的 | ①契機(動機、機運) | (1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と公益活動団体との協働推進 ・支援の内容、手続きは、公平かつ公正、透明性 ・相互尊重、対等協力、協調 | |
| (2)条例 | ③法的担保(条例) | 池田市公益活動促進に関する条例 | >目的規定にうたう(1)公益活動促進と(2)協働推進の双方を重視しているにもかかわらず、(2)が希薄。 |
| (3)計画 | ②計画 | 第6次総合計画→第4章みんなでつくる分権で躍進するまち→第9節公益活動の 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定 | |
| (4)主体 | ④活動組織 | 公益活動団体 → ◆4-2 登録制度 登録団体(80団体) 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理(指定管理業務)を受託 ・併せて自主事業を実施 公益活動促進センター指定管理者 (>公益活動促進協議会が4期目) 市・公益活動団体・市民、事業者・中間支援組織(促進協) 市・公益活動団体・中間支援組織(促進協) | >登録基準のうち「公益活動要件」が緩く、共益的団体の登録を許容してきた。 >登録基準のうち「市との協働の適格性要件」があるが、市行政と公益活動団体の協働による公益活動の推進にむすびついていない(登録しているが協働していない)。 >条例で、市の公益活動促進業務を代行する中間支援業務が、促進協議会の業務として専断的に規定されているために、センターについて指定管理者制度を導入してはいるものの、競争原理を通じて、そのつど、より良い施設管理サービスや公益活動促進のための中間支援サービスの提供者を確保するという趣旨がまっとうできていない。 |
| (5)施設 | ⑥施設・設備 | 無償使用 コミュニティセンター ◆4-5 公益活動促進センター 共同利用施設等 | >公益活動団体が「登録団体」に登録するメリットである、①共同利用施設及びコミュニティセンターの無償利用、②助成金の申請資格獲得、③協働事業提案権のうち、②が定額配分化し、③の実績がほとんど無い現状では、①のための登録に過ぎない状態となっている。 |
| (6)財源 | ⑦財源 | ◆4-6 公益活動促進基金 ・マッチングギフト ・補助金、助成金の財源 ◆4-7 補助金 ◆4-8 助成金 意見見申 ◆4-3 協働事業提案制度 審査の上、予算措置 一方向の協働提案 協働事業提案 団体発 | |
| (7)ネットワーク(連携) | ⑧ネットワーク(中間支援) | ◆4-4 公益活動促進協議会 市と公益活動団体をつなぐ中間支援組織 【業務】 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動団体及び事業者への支援 ③公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整 ⑤公益活動を行なう者の顕彰 ⑥その他公益活動の促進に必要な事業 ・登録、助成金交付について市長に意見見申 ◆4-9 公益活動団体届出事務委託 ・コミセン受付業務 | >公益活動の中間支援は、市はもとより、民間の主体として、社会福祉協議会、商工会議所、地域コミュニティ推進協議会など、様々な分野のニーズに応じて複数の組織や団体が担っている。 その中で、市が必要とする、分野を特定しない中間支援業務を代行する組織として、条例で公益活動促進協議会を位置付けているが、条例上規定された業務リストが包括的に過ぎ、促進協議会のみでは十分に達成できていない。質量両面に課題。 >(1)自主的、主体的活動の促進については、支援対象が公益活動団体中心で、一部を除き地域団体の支援が未開拓のままである。 >(2)協働推進については、市と公益活動団体のつながりと協働ができていない。公益活動団体と地域団体との協働推進も未着手である。 |
| (8)評価 | ⑨政策評価システム | 公益活動団体は、市に事業報告書を提出 | >市が公益活動団体の事業評価を行なっているが、市の促進政策や協働政策について、直接的な評価を行なう必要がある。 |

| 今後の在り方(案) | ポイント |
|---|---|
| (1)自主的、主体的な公益活動の促進 (2)行政と多様な主体との協働推進 ・支援の内容、手続きは、公平かつ公正、透明性 ・相互尊重、対等協力、協調 | >公益活動団体だけでなく、多様な主体の公益活動・協働を推進する。 |
| 改正 池田市公益活動促進に関する条例 新規 (仮称)池田地域交流センター設置条例 | >条例は何を法的に担保しようとしているのか、根本的に検討。 |
| 第7次総合計画 実施計画で、主要事業の内容、実施期間、進捗目標等を規定 | >市としての公益活動促進や協働推進についての行政計画を策定する必要。 >他制度と整合性を図りながら規定。 |
| 公益活動を行う団体 協働事業実施団体 (仮称)協働推進団体 (仮称)池田地域交流センター 指定管理者 【業務】 ・新センターの使用の許可及び管理、センターの事業(中間支援業務)を受託 | >登録制度の可否を見直し、何らかの登録制度を残す場合は、登録団体の特典について合理性、説得性のある基準に変更する必要がある。 例:協働要件とのリンク。 >新センターの指定管理者と市の公益活動促進業務を代行する中間支援組織が別の団体になる可能性も想定した制度設計が必要。 例:分離した場合も、センター内に中間支援組織の拠点スペースを準備。 |
| 市・多様な主体・中間支援組織(促進協含む多様な組織) 無償使用 ◆(仮称)池田地域交流センター 共同利用施設等 | >公益活動や協働の主体となる市民や事業者、市の役割や責務について明確に。 >新センターのコンセプトの明確化。 現行条例のとおり、(1)公益活動促進と(2)協働推進の両方を目指すのであれば、仮称や目的規定にも両方を明示する必要。たんに「地域交流」に留まらず、「公益促進」、「協働推進」を、意味も含めて整理のうえ打ち出す必要。 |
| ◆4-6 公益活動促進基金 ・マッチングギフト ・助成金の財源 ◆4-8 助成金 公開プレゼンテーション方式 ◆4-3 協働事業提案制度 協議の上、必要な事業に予算措置 双方向の協働提案 市発 協働事業提案 団体発 | >公益活動促進、協働推進に係る施策や事業の財源調達経路を多元化している点は、さらに伸ばせないか。 >協働事業提案制度の抜本的な見直し。どうすれば提案が増え、実効性も上がるか >(1)公益活動促進に資する補助金と助成金の規模や交付方法をもっと研究し、有効性を高める必要。 |
| ◆中間支援組織 = 新センター指定管理者 ・公益活動を行う多様な団体をつなぐ中間支援組織として業務内容を精査、業務 【業務】>文書を作成して見直し、現条例の促進協議会の業務からは削除し、新センター設置条例に規定 ①市の公益活動の促進に関する支援 ②公益活動団体及び事業者への支援 ③公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発 ④公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整 ⑤その他公益活動の促進に必要な事業 (ア)支援範囲の拡大 (イ)コンサルティング機能強化 (ウ)連携強化・交流促進 (エ)情報発信機能の強化 | >センターの指定管理者の事業として、中間支援業務を追加。 >中間支援組織の募集は、指定管理者と分離して行うことも選択的。中間支援と指定管理の期間は必ずしも一致しない。 >一括して公募する場合は、施設の管理が中間支援組織の活動に支障がきたさないよう配慮した中で検討。 |
| (1)公益活動促進と(2)協働推進がどのように進捗しているかの評価を行う。 協働事業の評価を各担当課が実施。 | >中間支援組織と連携して、団体を評価する必要。 |